

※別添仕様書は、仕様内容の主な部分を抜粋したものであり、応募にあたっては、別途配布している応募要領等をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

仕 様 書

1. 業務件名

インターネット取引に係るクレジットカード決済業務

2. 業務の内容

本業務は、業務受託者（以下「乙」という。）が、東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所長 藤澤 貴充（以下「甲」という。）を法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、クレジットカードシステムを利用して日本国内においてインターネット取引により商品等の販売を行う事業者（以下「加盟店」という。）とのインターネット取引において、クレジットカードを用いた方法により決済を実施することとする。

また、乙は、甲に代わり決済を実施した金額（以下、「カード利用金額」という。）を甲に請求を行うものとする。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（ただし、年会費及び発行手数料等この契約に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新する。）

4. 業務条件

次の条件に合致すること。

- （1） 甲が申込みを行いカード決済に利用できるクレジットカードであり、カードを貸与せず会員番号による管理が可能であること。また、インターネット取引において広範な利用が可能であること。なお、キャッシング機能を付与しないこと。
- （2） 甲は、乙が指定するカード会員入会申込書により会員番号の付与を依頼することとし、乙は甲の依頼に基づき速やかに会員番号を付与するものとする。また、乙は、甲からカード使用名義の変更依頼があった場合は、速やかに新規番号の付与が可能であること。
- （3） 会員番号の予定発行件数は1件とする。なお、業務の円滑な遂行が可能となる等の理由が生じた場合には、協議の上でその発行件数を変更することを妨げないものとする。
- （4） 年会費、発行（再発行を含む。）手数料、退会等の手続きに要する手数料及び甲のカード決済の利用に伴う手数料は発生しないものとする。
- （5） 甲は、加盟店からの商品等の購入に伴い発生する支払について、カード決済を利用するものとする。
- （6） 乙は、甲に対しカード利用金額の支払いを請求するに際しては、全て請求書発行による振込みとし、カード決済利用ごとの支払いを可能とすること。乙は、請求

書発行に当たっては、カード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を添付すること。また、乙は、甲に対し、カード利用金額の支払いにおける振込先口座を書面にて連絡すること。

- (7) 各月のカード決済の締切日、請求書発行期日及び振込期日については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、令和8年1月分のカード利用金額に係る請求書については、同年3月31日までに甲に到達するように発行することとする。
- (8) 甲は、カード決済により購入した商品等について、未着、品違い、輸送中の破損等の事故が発生し、加盟店との間で紛議が生じた場合は、速やかにその旨を乙に通知し、乙は当該通知に基づき速やかに調査を行い、甲の主張に正当性があると認められた場合において、当該加盟店への支払を留保するものとする。
- (9) 乙は、会員番号の流出や不正使用が判明した際には、速やかに利用停止手続きを行うとともに、その後の事務に影響が生じないように、速やかに甲に対し会員番号の変更を行うこと。

5. カード利用予定金額

次の金額がカード決済可能であること。

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) カード利用1件当たりの上限額 | 100,000円 |
| (2) 契約期間内における利用最大見込額合計 | 500,000円 |

6. その他

- (1) 本業務の円滑な運営を図るため、乙は本業務の受託に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届けること。
- (2) 乙は業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合には、協議の上、その対応方法等について決定するものとする。